

改正

令和4年7月28日告示第74号

菰野町建設工事における中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町契約規則（平成18年規則第7号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、菰野町が行う建設工事（以下「工事」という。）における中間前金払の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が1件300万円以上の工事で、既に前金払を行ったものとする。

(対象となる経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費とする。

(限度額)

第4条 中間前金払の限度額は、請負代金額の10分の2とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を越えてはならないものとする。

(認定要件)

第5条 受注者は各号の要件を全て満たす場合に中間前金払認定請求書（様式第24号）（以下「認定請求書」という。）により中間前金払に必要な認定を請求することができる。なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前金払認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(認定方法)

第6条 主務課長は、受注者から認定請求書の提出があったときは、前条の要件の全てを満たしているかを調査するものとする。なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。

2 前項の調査は、当該工事の監督職員（以下「認定者」という。）が行うこととし、認定者は、要件を三重県公共工事共通仕様書における工事履行報告書により確認できるものとする。

3 認定者は、調査の結果、前条の要件の全てを満たしていると認めるときは、中間前金払認定調書（様式第25号）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する請求書（様式第11号）に添えて保管するものとする。

4 中間前金払の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内（菰野町の休日定める条例（平成元年条例第15号）第1条に規定する町の休日を除く。）に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

(中間前金払の支払)

第7条 中間前金払の認定を受けた受注者が中間前金払を請求する場合は、保証事業会社と中間前金払に関し、公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書及び保証約款を発注者に寄託するとともに、請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前金払を行わなければならない。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

(特例)

第9条 債務負担行為に係る契約の場合、建設工事請負契約書第40条の規定によるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月28日告示第74号）

この告示は、告示の日から施行する。